

だい じ あんじょうした ぶん かきょうせい ぷ ら ん あん  
第3次安城市多文化共生プラン (案)

2025～2029<sup>ねん ど</sup>年度

2025<sup>ねん</sup>年<sup>がつ</sup>3月

あんじょう し  
安城市

ないよう  
内容

I	策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	位置づけ	2
3	計画期間	2
II	安城市の多文化共生に関する現状	3
1	外国人人口の状況（統計データ）	3
2	多文化共生に関する市民の意識（アンケート調査）	7
3	第2次プランの実施状況	11
III	基本的な考え方	14
1	理念	14
2	施策の方針	14
IV	施策内容	16
1	多様な主体による地域づくり	16
2	ライフステージに応じた暮らしの支援	20
3	コミュニケーションの充実	26
V	プランの推進に向けて	30
1	プランの周知	30
2	プランの推進体制	30
3	プランの進捗管理	31
	【資料編】	32
1	国や県の動向	32
2	策定体制	34
3	策定経過	36

# I 策定にあたって

## 1 策定の趣旨

安城市では、多文化共生<sup>1</sup>施策の指針として、2014年3月に第1次安城市多文化共生プラン、2019年3月に第2次プランを策定し、さまざまな取組を推進してきました。

第2次プラン策定以降、国においては、人材の確保が困難な一部の産業分野などにおける人手不足に対応すべく、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を労働者として受け入れるための新たな在留資格である「特定技能」を、2019年4月に創設しました。

また、同年6月には、外国人を日本社会の一員として受入れ、社会から孤立しないようにするための日本語教育を推進することを目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されています。

前述した「特定技能」は、制度創設から4年を経た2023年8月に受入れ対象分野が拡大されるとともに、2024年以降5年間の受入れ見込数（上限数）は82万人と、制度開始時から5年間の約35万人と比べて大きく増加した人数が設定されています。

さらに、2027年からは技能実習制度が廃止され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とした「育成就労」制度の実施が予定されており、育成就労から特定技能を経た、中長期的な日本への在留や活躍が進むことが予想されます。

本市においては、2020年12月からの新型コロナウイルス感染症に伴う出入国規制の影響により、外国人市民<sup>2</sup>が減少していましたが、感染の収束に伴う出入国規制の解除後は、外国人市民も増加に転じ、コロナ禍以前の人数を超え、増加を続けています。

本市で外国人市民が増加傾向にある中、国において労働力としての外国人の受入れ拡大が進むことは、製造業など産業が盛んな本市において、外国人市民が今後ますます増加していくことが想定されます。こうした社会情勢を鑑みながら、より一層多文化共生施策を推進していくため、第3次プランを策定することとしました。

<sup>1</sup> 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

<sup>2</sup> 安城市に在住、在勤、在学又は活動を行う外国籍の人に加え、外国に繋がりをもつ人（日本国籍でも外国にルーツを持つ人、長期間外国に住んでいて生活習慣などの異なる人）。

## 2 位置づけ

このプランは、本市の中長期的なまちづくりの指針である「第9次安城市総合計画」に基づくとともに、国や県の関連する計画などを踏まえたうえで、本市の多文化共生推進の方針や考え方を示したものです。

また、プランの推進にあたっては、本市の他の個別計画との整合性も図りながら、総合的かつ体系的に施策を推進していきます。

## 3 計画期間

2025年度から2029年度までの5年間とします。

### 【第9次安城市総合計画（2024年度～2031年度）】

分野別計画4 市民参加と協働より抜粋

施策の取組（2）男女共同参画と多文化共生の推進

③国籍に関わらず市民が集い、交流を深めることができる機会の提供などにより、互いに理解し尊重しあう多文化共生意識の啓発・醸成に取り組めます。

④外国人市民が暮らしやすい環境をつくるため、行政・生活情報の多言語化などにより相談体制や情報提供の充実を図るとともに、日本語教育を推進し、コミュニケーションや生活の支援を行います。

### 【国や県の関連する計画など（資料編「1 国や県の動向」を参照）】

<国>

・地域における多文化共生推進プラン（総務省）

・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

（法務省出入国在留管理庁）

・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（文部科学省文化庁）

<県>

・第4次あいち多文化共生推進プラン

・愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針

## II 安城市の多文化共生に関する現状

### 1 外国人人口の状況（統計データ）

#### (1) 外国人人口の割合

本市の外国人人口は、2024年6月末現在8,402人で、市内人口に占める割合は約4.5%で、愛知県や全国と比較して、外国人人口の割合は高くなっています。

図表1 外国籍の住民数と割合（愛知県、全国比較）

	外国人人口	外国人人口割合
安城市	8,402人	約4.5%
愛知県	297,248人	約4.0%
全国	3,223,858人	約2.6%

（出所）安城市「住民基本台帳（2024年6月30日現在）」  
 愛知県・全国外国人数：「全国外国人統計」法務省出入国管理庁  
 愛知県人口：「あいちの人口（2024年7月1日現在推計値）」愛知県統計課  
 全国人口：「人口推計（令和2年国勢調査を基準とする2023年6月1日現在確定値）」総務省統計局

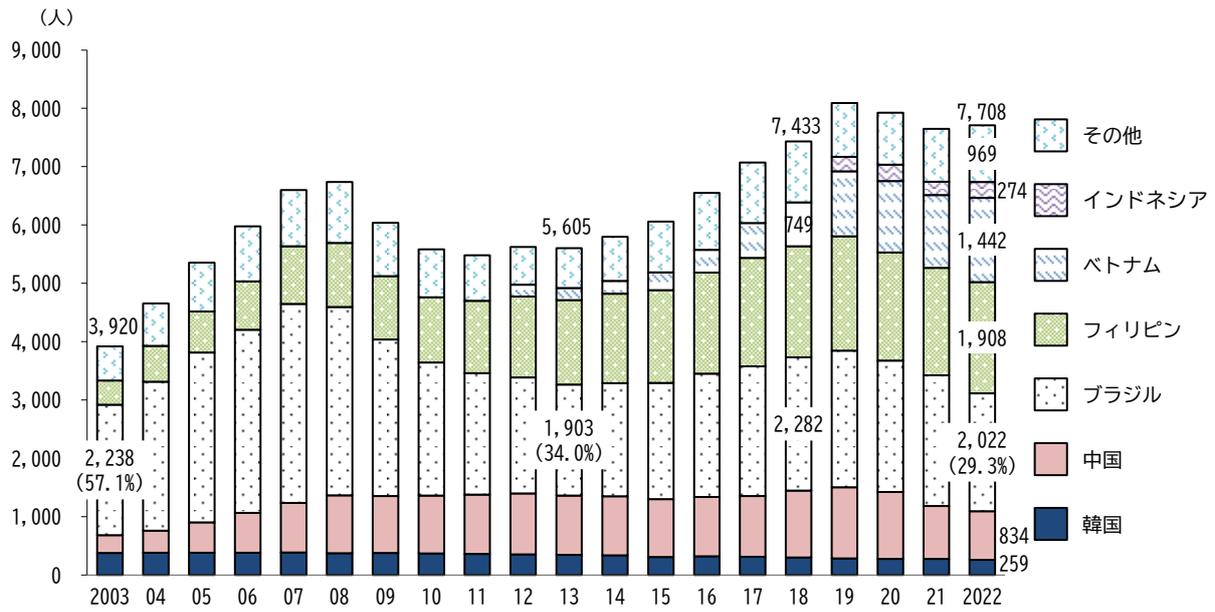
#### (2) 外国人人口、国籍の推移

外国人人口は、10年前の2013年に比べて約1.5倍、5年前の2018年に比べて約1.1倍と増加しています。ただし、2020年から2021年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあります。

国籍別の外国人人口は、最も多いのがブラジルで2,039人、全体の25.7%となっています。以前は外国人市民の半数以上をブラジルが占めていましたが、他の国籍の外国人市民が増えてきたこともあり、比率は減少傾向にあります。

次いで多いのはフィリピンの1,947人で、10年前（2013年、1,407人）に比べて、約1.4倍に増加しています。3番目に多いベトナムは1,502人で、10年前（2013年、206人）に比べて約7.3倍と急増しています。4番目に多い中国においては、10年前に比べてやや減少しています。

ずひょう 2 あんじょうし がいこくじんじんこう すいい こくせきべつ  
 図表 2 安城市の外国人人口の推移 (国籍別)



(出所) 出入国在留管理庁「在留外国人統計 (2012~2021年) 登録外国人統計 (2003~2011年)」、安城市「オープンデータ、外国人関係 (2022年)、各年12月末現在

(注) 「韓国」は2003~2014年が「韓国・朝鮮」データとなる。「ベトナム」は2011年以前、「インドネシア」は2018年以前のデータ無し、その他に含まれる。

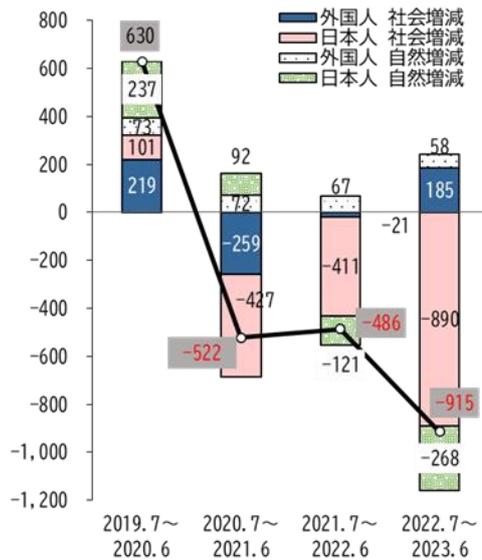
(3) 本市の人口増減における外国人の影響

本市では、日本人も含めた市民全体の人口が2020年7月から2021年6月より減少しています。

転入・転出などの社会増減では、新型コロナウイルスの影響により、2020年7月から2021年6月にかけて日本人も外国人も社会減となりました。日本人はその後も社会減となっていますが、外国人は2022年7月から2023年6月では社会増に転じています。

出生・死亡などの自然増減では、日本人は2021年7月から2022年6月より自然減となっていますが、外国人は自然増を保っています。

ずひょう 3 あんじょうし じんこうぞうげん うちわけ  
 図表 3 安城市の人口増減の内訳

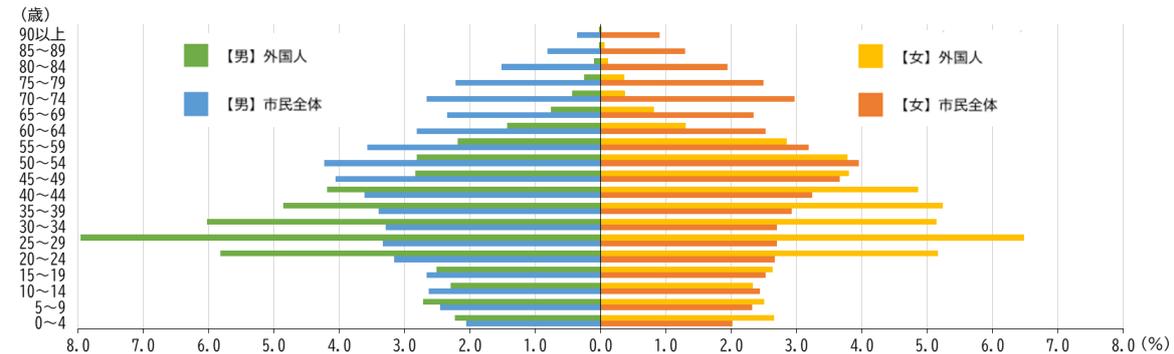


(出所) 安城市「住民基本台帳 (各年7月~翌年6月)」

(4) 性別・年齢別人口の状況

本市の外国人人口と市全体の年齢別人口構成をみると、市全体では40～50歳代が最も多くなっていますが、外国人では、20～30歳代が最も多くなっています。15～64歳の生産年齢人口は81.9%、15歳未満の年少人口は14.7%、65歳以上の高齢者人口は3.4%であり、本市における外国人は勤労世代が多く、高齢者が少ない状況です。

図表4 安城市の男女別年齢別外国人市民及び市民全体の人口ピラミッド



(出所) 安城市「住民基本台帳 (2023年6月30日現在)」

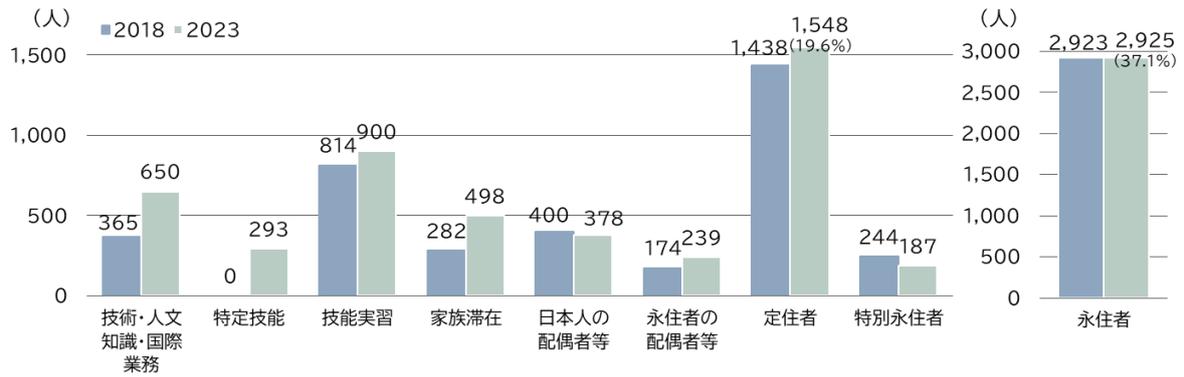
(5) 在留資格・就労

在留資格別の外国人人口は、永住者が37.1%、定住者が19.6%と多く、次いで技能実習、技術・人文知識・国際業務、家族滞在、日本人の配偶者等、特定技能1号の順となっています。

本市では、原則として就業などの制限はなく、在留資格の更新などにより日本での継続居住も可能な、永住者、定住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の割合が多く、外国人市民の定住化の傾向があります。

一方で、2018年と比較すると、技術・人文知識・国際業務、特定技能などの就労を目的とした在留資格が増加しており、人手不足や特定技能制度の受入数の拡大などを背景として、今後も増加していくことが見込まれます。

図表5 安城市の外国人市民の在留資格



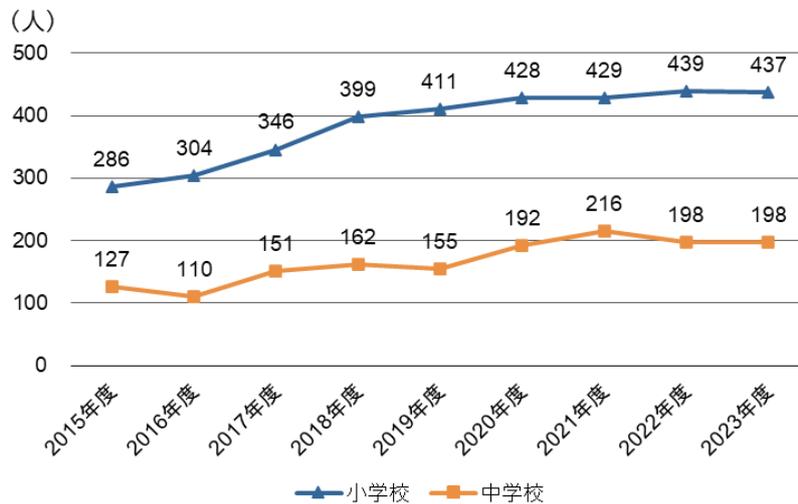
(出所) 安城市「オープンデータ、外国人関係 (2023年6月30日現在)」

安城市「第2次安城市多文化共生プラン、安城市住民基本台帳 (2018年9月30日現在)」

(6) 子どもの状況

本市の外国人児童生徒数は、新型コロナウイルス感染症などの影響により近年は横ばいで推移していますが、技術・人文知識・国際業務などの家族滞在が認められている在留資格が増加していることから、児童生徒の数についても、今後増加が見込まれます。

図表6 安城市における外国人児童生徒数の推移



(出所) 文部科学省「学校基本調査」

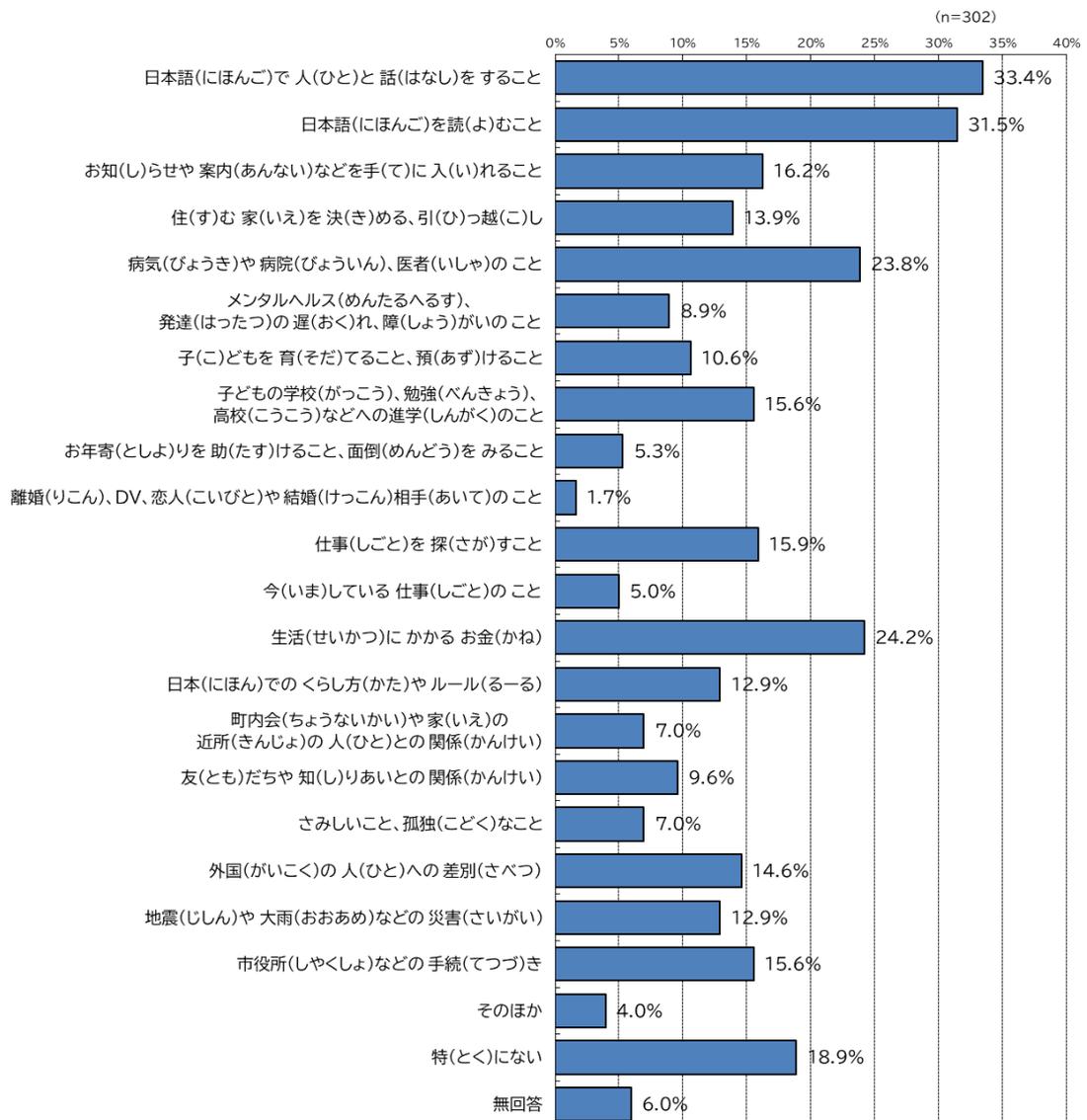
## 2 多文化共生に関する市民の意識 (アンケート調査)

### (1) 外国人市民の意識

#### ① 日本語で困っていること・相談したいこと

外国人市民が困っていること・相談したいことは、「日本語で人と話(はなし)をすること(33.4%)」や、「日本語を読むこと(31.5%)」といった日本語でのコミュニケーションの割合が高くなっており、次いで「生活にかかるお金(24.2%)」、「病気(びょうき)や病院(びょういん)、医者(いしゃ)のこと(23.8%)」となっています。

図表6 日本で困っていること・相談したいこと

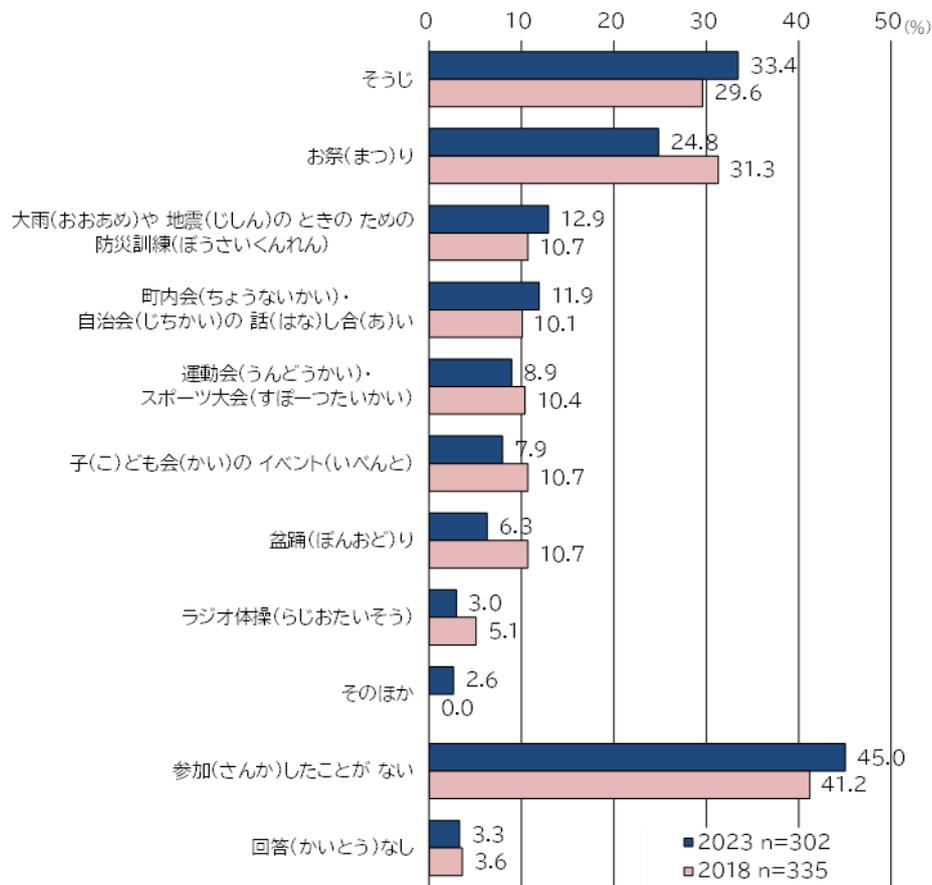


②地域の行事などに参加したことがある外国人市民

外国人市民が参加したまちのイベントとしては、「そうじ」が最も多く33.4%です。新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、「お祭り」は前回調査から減少し24.8%となっています。

全体としては、「参加したことがない」が最も多く45.0%であり、外国人市民のまちのイベントへの参加は少ない状態です。

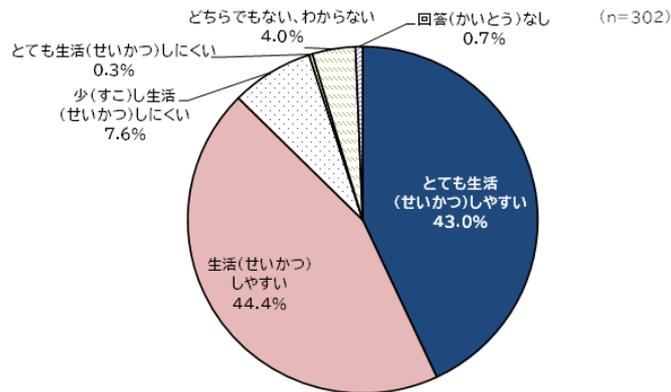
図表7 まちのイベントへの参加の有無  
(2018年調査と2023年調査の比較)



③安城市を住みやすいと思う外国人市民

「生活しやすい」の割合が最も高く44.4%、次いで「とても生活しやすい」が43.0%となっており、9割弱の外国人市民が本市を生活しやすいと評価しています。

図表8 安城市での生活しやすさ



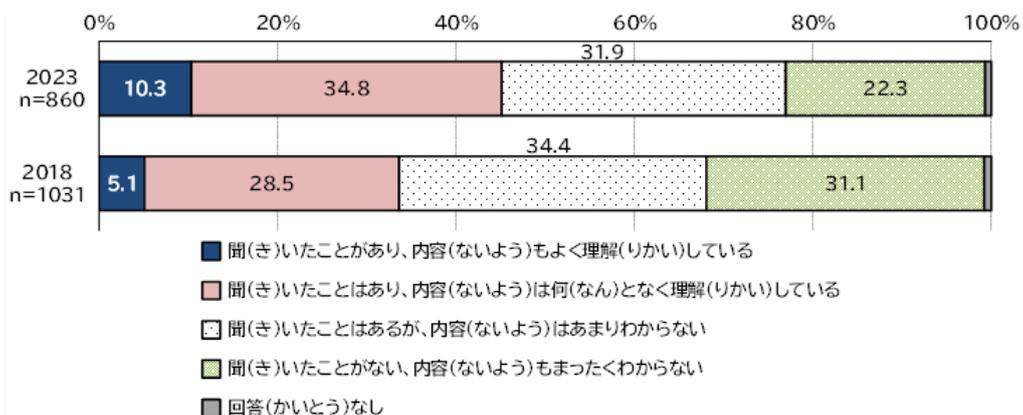
(2) 日本人市民の意識

④日本人市民の多文化共生の理解度

「聞いたことはあり、内容はなんとなく理解している」の割合が最も高く34.8%です。次いで、「聞いたことはあるが、内容はあまりわからない(31.9%)」、「聞いたことがない、内容もまったくわからない(22.3%)」の順となっています。

本市における多文化共生の理解度は高まっていますが、まだ半数以上の人が内容をよく理解していないのが現状です。

図表9 「多文化共生」という言葉の理解 (2018年調査と2023年調査の比較)

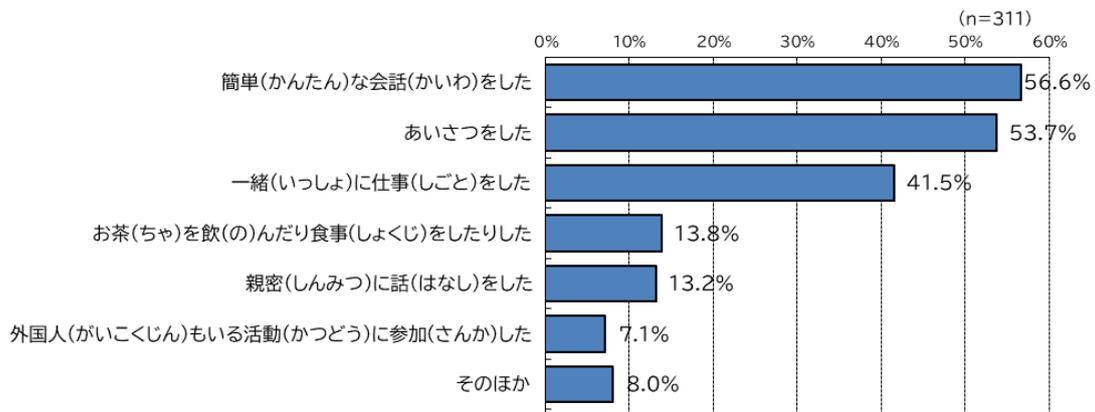


⑤ 外国人とのコミュニケーション

最近1年間で、家族や親族以外の外国人とのコミュニケーションを取る機会があった日本人市民は36.2%で、コミュニケーションを取っていない(62.4%)と比べて少ない状態です。

外国人とのコミュニケーションの内容としては「簡単な会話をした(56.6%)」や「あいさつをした(53.7%)」といった簡単な内容が多くなっており、次いで「一緒に仕事をした(41.5%)」となっています。

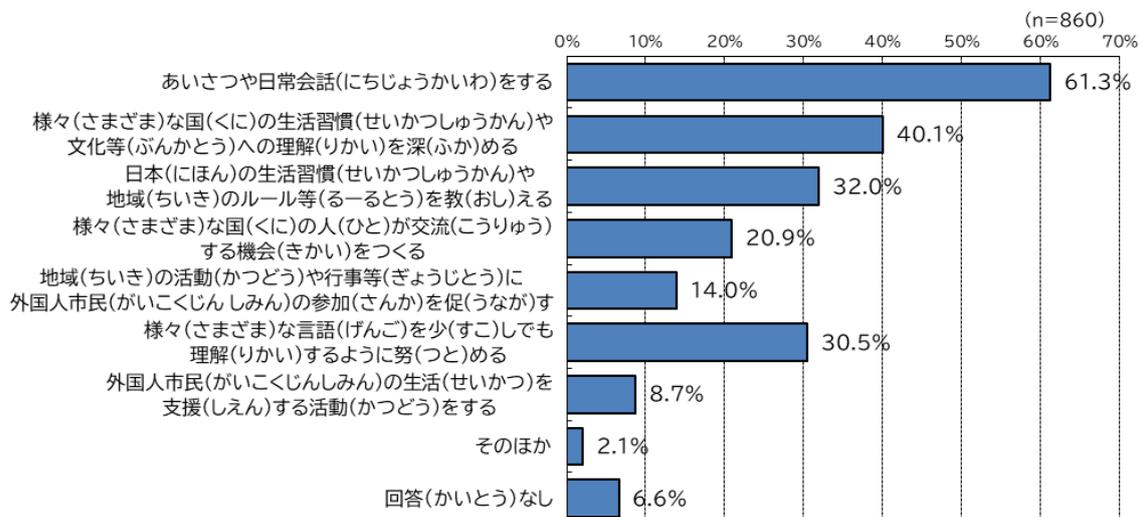
図表10 外国人とのコミュニケーションの内容



⑥ 外国人市民のために実践していること

「あいさつや日常会話をする」の割合が最も高く61.3%です。次いで「様々な国の生活習慣や文化等への理解を深める(40.1%)」、「日本の生活習慣や地域のルール等を教える(32.0%)」となっています。

図表11 外国人市民のために実践していること



### 3 第2次プランの実施状況

#### (1) 施策の実施状況

第2次プランでは、『だれもが安心して暮らせる「多文化共生のまち安城」』を掲げ、7つの基本方針のもと、さまざまな取組を実施してきました。各基本方針の取組状況は以下のとおりです。

#### 【基本方針1】多文化共生に対する理解や意識の定着

多文化共生の意味の理解に向けて、パネル展示、講座・研修などを開催しました。加えて、外国人統計のオープンデータ化により外国人市民の現状の共有がしやすくなりました。

#### 【基本方針2】外国人市民の学習機会の充実

日本語教室への支援を行うとともに、日本語学習ボランティアのスキルアップ講座を開催しました。日本語教室を必要とする外国人市民に情報を届ける工夫が必要となっています。

#### 【基本方針3】日本人市民と外国人市民のコミュニケーションの充実

外国人親子と日本人親子の気軽な交流の場として多文化子育てサロンを開催しました。コミュニケーションの機会づくりとして、町内会・自治会へ通訳ツールの貸出しは行いましたが、あいさつなどの簡単な外国語の普及は実施できませんでした。

#### 【基本方針4】多くの外国人市民に伝わる情報伝達

転入時に市民課で多言語の生活ガイドブックなどを配布するとともに、市役所の市民協働課の窓口で外国人市民向けの情報を集約・配布しました。

また、外国人市民向けに、SNS (Facebook、Instagram) での情報発信もしましたが、フォロワー数などが少ないため、外国人市民に安城市のSNS自体を知ってもらうことが必要となっています。

#### 【基本方針5】外国人市民の暮らしの不安軽減

市役所の市民課に、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語の通訳職員を配置するとともに、通訳システム、テレビ電話通訳を導入し、多言語での生活相談に対応しました。子ども・子育ての対応として、日本語適応指導教室、日本語初期指導教室を行うとともに、支援団体による子どもの放課後日本語教室、プレスクールの運営を支援しました。防災では、多言語化された防災ガイドブック、地震ハザードマップを配布しました。

**【基本方針6】外国人市民が地域で活躍できる環境づくり**

外国人市民も参加している懇話会で定期的な意見交換を行うとともに、ロールモデルとなる外国人市民を広報などで紹介しました。地域活動への参加支援として、多言語での町内会・自治会の説明資料を配布しましたが、外国人市民の多文化共生サポーターは実施できませんでした。

**【基本方針7】多文化共生に貢献する人材の発掘・育成**

支援団体と個別での担い手に関する情報交換などは行いましたが、外国人市民の暮らしを見守る多文化共生サポーター、通訳・翻訳ボランティア、災害時外国人支援情報コーディネーター、災害時通訳ボランティアなどの人材の発掘・活用には取り組めませんでした。

(2) 成果指標の達成状況と今後の課題

第2次プランでは、5つの成果指標を設定し、プランの達成状況を評価することとしています。達成状況及び成果指標を踏まえた課題は以下のとおりです。

**【評価基準】**

A：目標より増加 B：2017年度より増加 C：2017年度より減少

**【達成状況】**

成果指標	2017年度 【基準値】	2023年度 【実績値】	目標	評価
日本人市民の多文化共生の理解度	33.6%	45.1%	50%	B
地域の行事などに参加したところのある外国人市民	55.2%	51.7%	60%	C
安城市を住みやすいと思う外国人市民	87.5%	87.4%	90%	C
外国人生徒の高校などへの進学率	82.5%	88.9%	91%	B
多文化共生に関わる活動を行う市民団体	5団体	9団体	8団体	A

① 日本人市民の多文化共生の理解度

基準値から16.4ポイント上昇しましたが、目標値を上回ることはできませんでした。今後、さらなる多文化共生の意識啓発や交流機会の創出が必要です。

② 地域行事などに参加したことがある外国人市民

目標値を下回るとともに、基準値から3.5ポイント減少しました。外国人市民への効果的な情報発信や、外国人市民がイベントや町内会などの行事に参加できるような仕組みづくりが必要です。

③ 安城市を住みやすいと思う外国人市民

目標値を下回るとともに、基準値から0.1ポイント減少しました。困りごとを相談しやすい環境や、子どもを育てやすい環境の整備が必要です。

④ 外国人生徒の高校などへの進学率

基準値から6.4ポイント上昇しましたが、目標値を上回ることはできませんでした。学校での支援に加え、放課後学習支援の充実や日本の教育制度に対する保護者の理解促進、子どもへのキャリア教育などの取組が必要です。

⑤ 多文化共生に関わる活動を行う市民団体

目標値を上回ることができました。今後は、市民活動団体への支援や行政と市民活動団体の協働などを推進し、安城市全体で多文化共生を推進する仕組みづくりが必要です。

### III 基本的な考え方

#### 1 理念

第2次プランの「だれもが安心して暮らせる「多文化のまち安城」」を継承しながら、日本人市民と外国人市民、行政と市民など、全ての人が協力して多文化共生社会の実現を目指すという意味を込めて、「ともにつくり」を付け加えた以下を理念とします。

ともにつくり だれもが安心して暮らせる 多文化のまち安城

#### 2 施策の方針

第3次プランでは、理念を踏まえ、3つの施策の方針を定めます。

##### (1) 多様な主体による地域づくり

多文化共生の意識啓発、多文化共生分野で活躍する市民や市民活動団体の発掘・育成、市民活動団体と行政の協働推進により、行政と市民、市民同士など、安城市全体で多文化共生を推進します。

【重点的な取組】多文化共生に興味をもつ市民の発掘

多文化共生拠点の設置

多文化共生推進団体が行う交流機会の創出支援

##### (2) ライフステージに応じた暮らしの支援

外国人人口の増加や国籍の多様化などにより、複雑化する外国人市民からの相談に対し、さまざまな部署・機関が連携し、切れ目のない支援を行います。

また、子育てや教育、防災などに関する適切な支援を行い、外国人市民が安全・安心に暮らすことができる環境を整えます。

【重点的な取組】関係部署・機関と連携した相談対応の実施

避難所における外国人市民への対応の円滑化

外国人児童生徒及び保護者に対する、キャリア形成や

教育制度理解の促進

(3) コミュニケーションの充実

外国人市民の生活の基盤となる日本語の学習機会を充実するとともに、必要な情報を得られるよう情報提供・発信の充実などに取り組みます。

また、「やさしい日本語」の普及などにより、国籍や言葉の壁を超えた市民同士のコミュニケーションを促進します。

【重点的な取組】 SNSなどを活用した情報発信  
大人日本語教室の開催・運営支援  
「やさしい日本語」の周知

## IV 施策内容

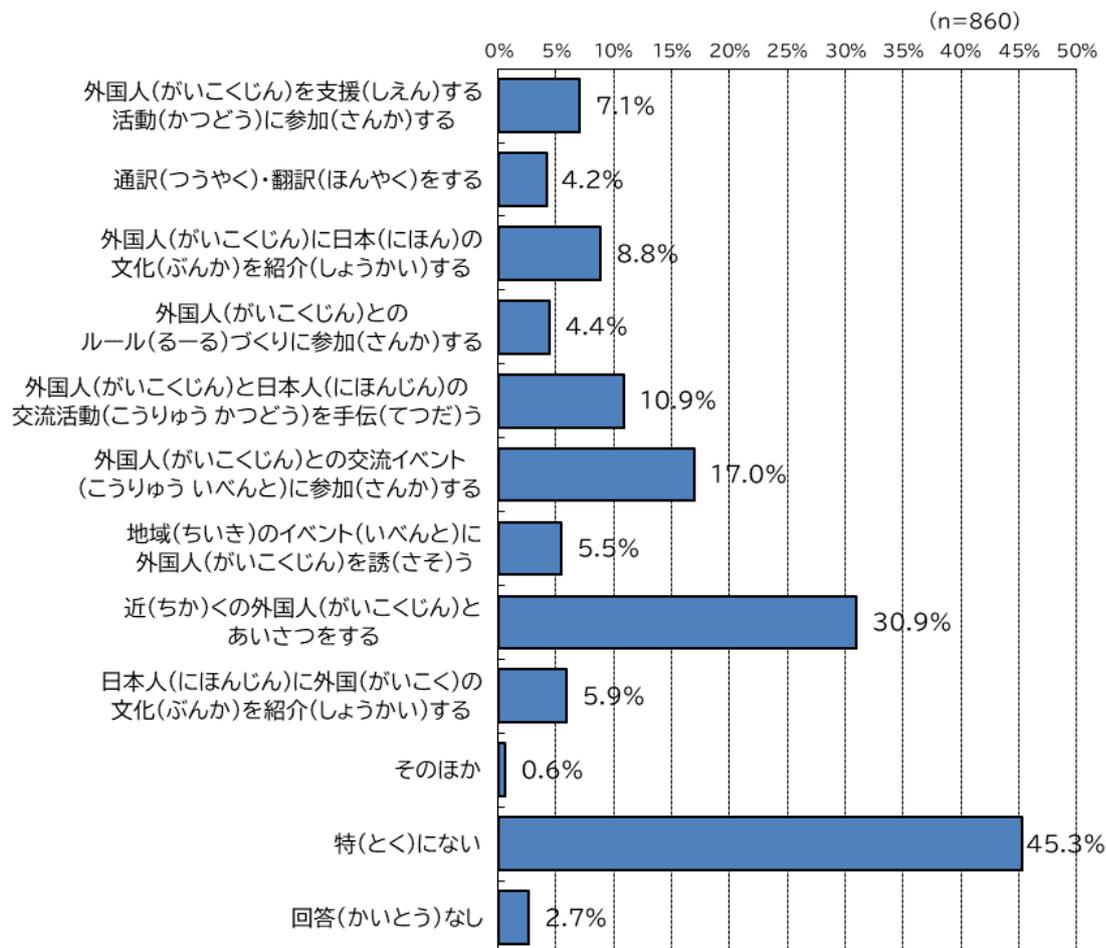
### 1 多様な主体による地域づくり

#### 【現状と課題】

日本人市民アンケートにおいて、「多文化共生がわかる」人は45.1%で、半数以下になっています（グラフはII章 p 9 参照）。また、多文化共生に関わる活動で参加したいと思うものを聞いたところ、「特にない」が最も多く45.3%でした。

多文化共生の地域づくりを推進するために、日本人市民に対し、多文化共生に関する理解を促進し、多文化共生の担い手を発掘・育成していくことが求められています。

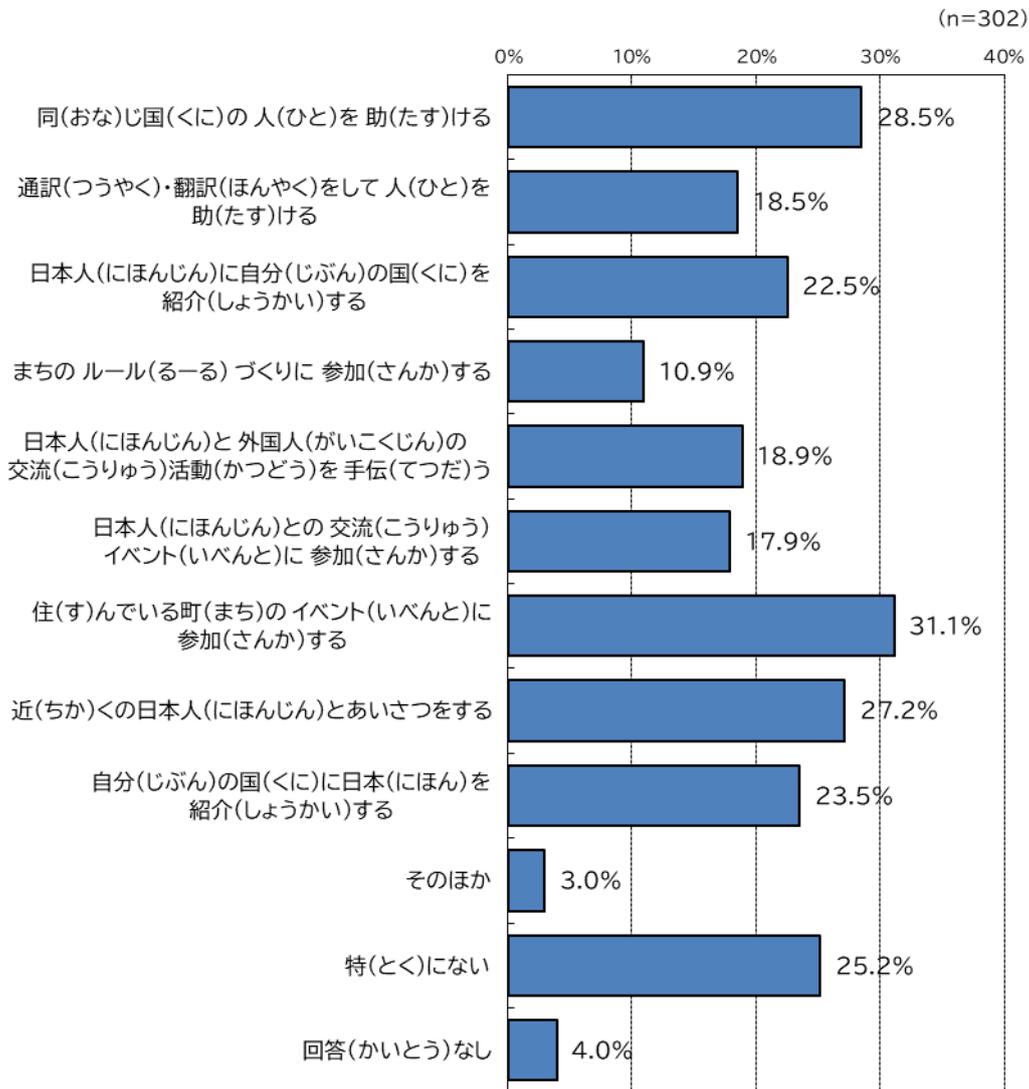
図表 参加したい多文化共生の取組（日本人市民）



外国人市民アンケートにおいて、多文化共生に関わる活動で参加したいと思うものを聞いたところ、「住んでいるまちのイベントに参加する」(31.1%)、「同じ国の人を助ける」(28.5%)という回答が多くなりました。

町内会や自治会組織で班長などを担う外国人市民や、ボランティア活動を行いたいと考えている外国人市民もいる中で、外国人市民が、多文化共生に関わる活動の担い手として活躍する機会が求められています。

図表 参加したい多文化共生の取組 (外国人市民)



【目標（目指す姿）】

- 多様な主体が連携して多文化共生を促進する
- 多文化共生を理解する日本人市民が増える
- 外国人市民が多文化共生の担い手として活躍する

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
多文化共生推進団体で活動する人	160人	240人
日本人市民の多文化共生の理解度	45.1%	60.0%
まちのイベントに参加したことのある外国人市民の割合	51.7%	60.0%

【施策】

1-1 多様な主体との協働

市民、多文化共生推進団体、企業など、多様な主体との連携を進めるとともに、担い手の育成や活動の支援などを行います。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(1-1-1) 多文化共生に関わる市民や、多文化共生推進団体との定期的な情報交換◎	市民協働課
(1-1-2) 多文化共生推進団体の活動支援★	市民協働課
(1-1-3) 多文化共生に興味をもつ市民の発掘◎【重点的な取組】	市民協働課
(1-1-4) 外国人雇用企業などとの連携体制の構築★	市民協働課 商工課
(1-1-5) 多文化共生拠点の設置◎【重点的な取組】	市民協働課

1-2 多文化共生の意識啓発、相互理解と交流の促進

多くの市民が多文化共生の意味を理解するための取組を行います。

また、異なる文化や習慣を持つ市民が互いを知り、交流する機会をつくります。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(1-2-1) 多文化共生の意義の周知○	市民協働課 学校教育課
(1-2-2) さまざまな国の言語や文化・習慣に触れる機会の創出○	市民協働課 アンフォーレ課
(1-2-3) 国際理解・国際交流の講座やイベントの開催○	市民協働課 生涯学習課
(1-2-4) 外国人市民も参加しやすい講座やイベントの開催○	市民協働課 生涯学習課
(1-2-5) 多文化共生推進団体が行う交流機会の創出支援◎【重点的な取組】	市民協働課
(1-2-6) 海外の姉妹都市などとの交流の実施○	市民協働課

1-3 外国人市民の活躍推進

外国人市民が意欲や個性・能力を発揮し、社会に参画できるよう支援します。

また、地域の担い手として活躍できるよう、外国人市民と地域の関わりを促進します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(1-3-1) 活躍のロールモデルとなる外国人市民の紹介○	市民協働課
(1-3-2) 多文化共生に興味をもつ市民の発掘◎【再掲】【重点的な取組】	市民協働課
(1-3-3) 外国人市民との定期的な意見交換○	市民協働課
(1-3-4) 外国人市民に対する地域活動の啓発◎	市民協働課
(1-3-5) 身近なコミュニケーションツールの周知○	市民協働課

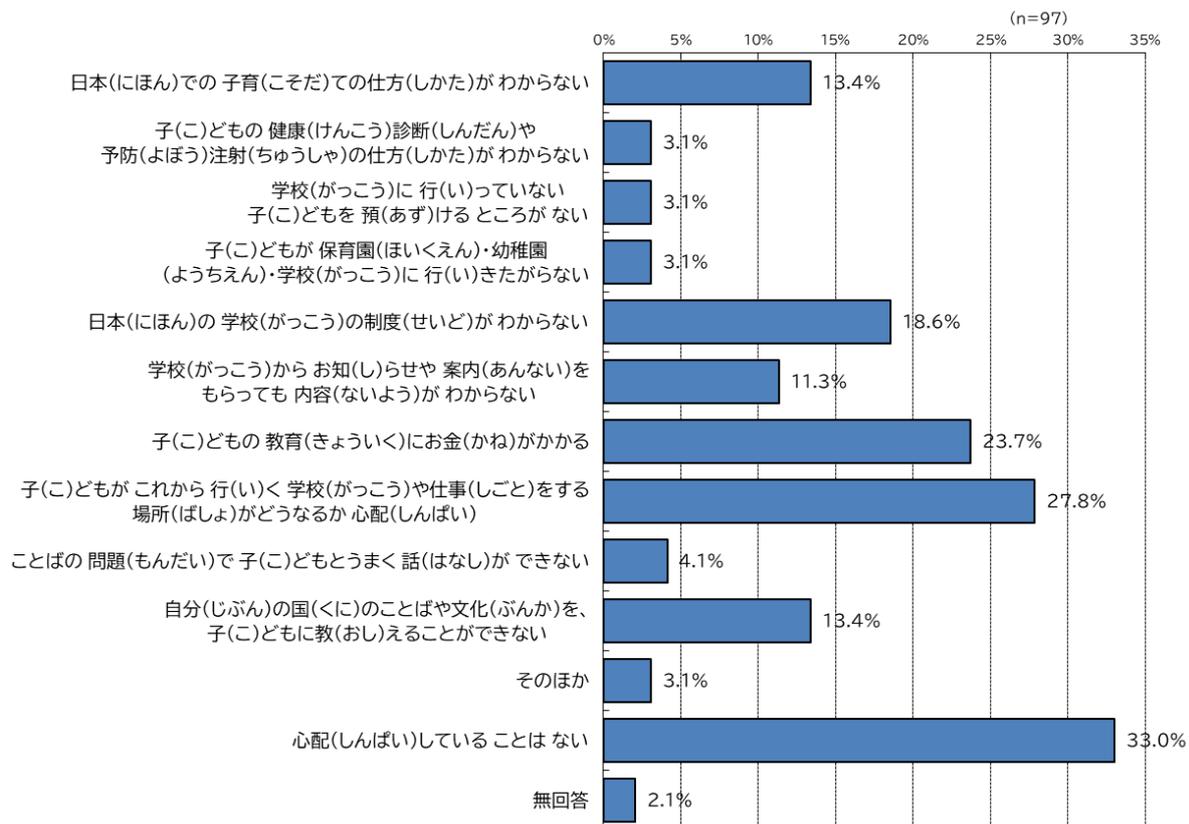
## 2 ライフステージに応じた暮らしの支援

### 【現状と課題】

外国人市民の在留資格は、永住者、定住者が多いですが、最近、技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習が増えています（グラフはp 6 参照）。特に技術・人文知識・国際業務の増加に伴い、家族を日本に呼び寄せる場合も増え、子どもの数が増えています。

外国人市民アンケートにおいては、子育てや教育の心配ごととして、「子どもの進学先や就職先の心配」（27.8%）、「子どもの教育費用の心配」（23.7%）、「日本の学校の制度がわからない」（18.6%）の回答が多くなっており、子どもの就学、進路、キャリア教育などを早めに伝えていくことが必要です。

図表 子育てや教育での心配ごと

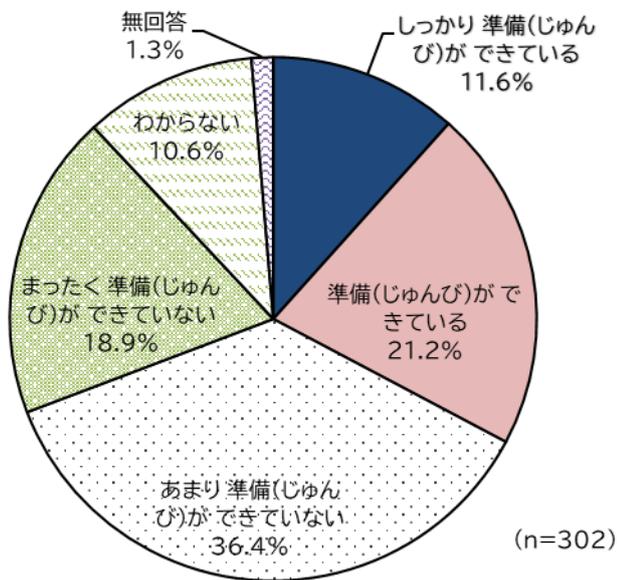


また、外国人市民が困っていること・相談したいこととしては、「日本語に関すること」（33.4%、31.5%）が最も多くなっていますが、他にも「生活にかかるお金」（24.2%）、「病気や病院、医者のこと」（23.8%）、「仕事を探すこと」（15.9%）、「市役所などの手続き」（15.6%）、「日本での暮らし方やルール」（12.9%）が挙げられ、多岐に渡っています（グラフはⅡ章 p 7 参照）。

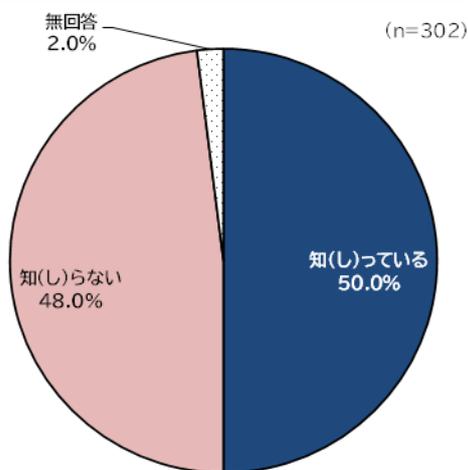
防災意識においては、3割程の外国人市民は災害への準備ができている一方で、半分以上の外国人市民は準備ができていません。避難所などは5割の外国人市民が認知し、ハザードマップは4割程の外国人市民が認知しており、いずれも前回調査より増加していますが、日本人市民に比べると、依然として低くなっています。

国籍や在留資格の構成割合の変化などにより、外国人市民からの相談が複雑化していることから、関係部署や機関が協力・連携した相談体制の構築に加え、防災などをはじめとした、外国人市民が地域で暮らすための情報やルールなどを学ぶ機会が必要です。

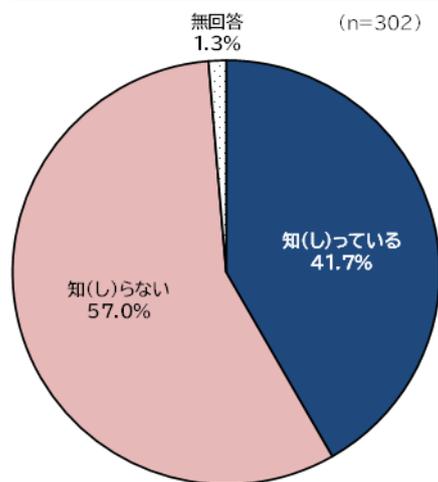
図表 災害への準備状況



図表 避難所などの認知度



図表 「ハザードマップ」などの認知度



【目標（目指す姿）】

- 日常生活で困っている外国人市民が少なくなる
- 災害時に自ら行動することができる外国人市民が増える
- 外国人市民も安心して子育てができる

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
日常生活で困っている外国人市民の割合	75.1%	70.0%
災害への準備ができている外国人市民の割合	32.8%	50.0%
日本語の支援が必要な生徒の高校などへの進学率	84.0%	91.0%

【施策】

2-1 外国人市民に寄り添った相談体制の構築

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、生活で生じるさまざまな問題について相談できる体制を確保します。

また、複雑化する外国人市民からの相談に対し、丁寧に寄り添い、切れ目のない支援を実施します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(2-1-1) 市役所における多言語での相談体制の確保○	市民協働課 市民課
(2-1-2) 外国人相談員や専門家による相談体制の整備★	市民協働課 社会福祉課
(2-1-3) 関係部署・機関と連携した相談対応の実施★【重点的な取組】	市役所全体
(2-1-4) 市役所における多文化共生意識の向上○	市民協働課
(2-1-5) 市役所における外国人支援の専門性や質を高める研修の実施★	市役所全体
(2-1-6) 市役所における「やさしい日本語」の活用促進○	市民協働課

2-2 安全・安心な暮らしに関する制度・情報の理解促進

外国人市民が、医療、保険、福祉など、暮らしに必要な社会保障制度について理解できるよう支援します。

また、地域における日常生活のルールや防災などについて学ぶ機会をつくります。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(2-2-1) 外国人市民に対する健康保険、年金、介護保険その他の社会保障制度に関する制度の周知○	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国保年金課
(2-2-2) 防災に関する知識の周知○	市民協働課 危機管理課
(2-2-3) 地域の防災訓練、防災講習会などへの参加の促進○	市民協働課 危機管理課
(2-2-4) 避難所における外国人市民への対応の円滑化★【重点的な取組】	市民協働課 危機管理課
(2-2-5) 日常生活のルールなどに関する情報の提供◎	市民協働課 市民安全課 ごみ資源循環課
(2-2-6) 日常生活のルールなどに関する講座の開催○	市民協働課 生涯学習課
(2-2-7) 外国人市民向けの生活・イベント情報の提供○	市民協働課 生涯学習課
(2-2-8) あいち医療通訳システムの周知○	市民協働課 国保年金課 健康推進課

2-3 子ども・子育ての支援

外国人市民が安心して出産・子育てできるように、情報提供、相談、子育ての仲間づくりによる保護者の支援や困難を抱える子どもへの支援を行います。

また、外国人市民の子どもが、将来に希望を持って暮らすことができるよう、日本語学習や日本の教育環境への適応を支援します。

<small>とりくみばんごう おも とりくみ しんき かくじゅう けいぞく</small> (取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	<small>おも たんとうか</small> 主な担当課
(2-3-1) <small>しゅっさん こそだ かんけいじょうほう ていきょう</small> 出産・子育て関係情報の提供○	<small>こそだ しえんか</small> 子育て支援課 <small>こ はったつしえんか</small> 子ども発達支援課 <small>ほいくか</small> 保育課 <small>けんこうすいしんか</small> 健康推進課
(2-3-2) <small>こそだ しせつ がいこくじんしみんたいおう じゅうじつ</small> 子育て施設における外国人市民対応の充実○	<small>こそだ しえんか</small> 子育て支援課 <small>こ はったつしえんか</small> 子ども発達支援課 <small>ほいくか</small> 保育課 <small>けんこうすいしんか</small> 健康推進課
(2-3-3) <small>こそだ ちゅう おやこ つど ば ていきょう</small> 子育て中の親子が集える場の提供○	<small>しみんきょうどうか</small> 市民協働課 <small>こそだ しえんか</small> 子育て支援課
(2-3-4) <small>がいこくじんおやこ こそだ かん そうだん しえん じっし</small> 外国人親子の子育てに関する相談・支援の実施○	<small>こそだ しえんか</small> 子育て支援課 <small>けんこうすいしんか</small> 健康推進課
(2-3-5) <small>かてい ぼこくぶんか ぼご ふ きかい しえん</small> 家庭における母国文化や母語に触れる機会の支援★	<small>しみんきょうどうか</small> 市民協働課 <small>あんふおーれか</small> アンフオーレ課
(2-3-6) <small>がいこくじん こ はったつ かん そうだん しえん じっし</small> 外国人の子どもの発達に関する相談・支援の実施○	<small>こそだ しえんか</small> 子育て支援課 <small>こ はったつしえんか</small> 子ども発達支援課 <small>ほいくか</small> 保育課 <small>けんこうすいしんか</small> 健康推進課 <small>しょうがいふくしか</small> 障害福祉課 <small>がっこうきょういっか</small> 学校教育課
(2-3-7) <small>みしゅうえん み ふ しゅうがくじ たい しえん</small> 未就園・未(不)就学児に対する支援★	<small>こそだ しえんか</small> 子育て支援課 <small>がっこうきょういっか</small> 学校教育課
(2-3-8) <small>しゅうがくまえじどう たい げんごしゅうとく そくしん にほん がっこう</small> 就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の支援◎	<small>しみんきょうどうか</small> 市民協働課 <small>ほいくか</small> 保育課 <small>がっこうきょういっか</small> 学校教育課

<small>とりくみばんごう</small> (取組番号) <small>おも</small> 主な取組 <small>しんき</small> ★新規 <small>かくじゅう</small> ◎拡充 <small>けいぞく</small> ○継続	<small>おも</small> <small>たんどうか</small> 主な担当課
(2-3-9) <small>こ</small> 子ども <small>にほんご</small> 日本語教室・ <small>がくしゅうしえんきょうしつ</small> 学習支援教室の開催・ <small>うんえいしえん</small> 運営支援◎	<small>しみんきょうどうか</small> 市民協働課
(2-3-10) <small>しょうちゅうがっこう</small> 小中学校における <small>がいこくじんじどうせいと</small> 外国人児童生徒への <small>にほんごがくしゅう</small> 日本語学習の <small>しえん</small> 支援○	<small>がっこうきょういっか</small> 学校教育課
(2-3-11) <small>がいこくじんじどうせいと</small> 外国人児童生徒の <small>しえん</small> 支援における <small>たぶんかきょうせいすいしんだんたい</small> 多文化共生推進団体と <small>れんけいそくしん</small> の連携促進○	<small>しみんきょうどうか</small> 市民協働課 <small>がっこうきょういっか</small> 学校教育課
(2-3-12) <small>がいこくじんじどうせいとおよ</small> 外国人児童生徒及び <small>ほごしや</small> 保護者に対する、 <small>たい</small> キャリア形成や <small>きやりあけいせい</small> 教育制度理解の <small>そくしん</small> 促進◎【重点的な取組】	<small>しみんきょうどうか</small> 市民協働課 <small>がっこうきょういっか</small> 学校教育課
(2-3-13) <small>ぎむきょういっくしゅうりょういこう</small> 義務教育修了以降、 <small>がくしゅう</small> 学習などに <small>こんなん</small> 困難を抱える <small>かか</small> 外国人 <small>がいこくじん</small> 青少年への <small>しえん</small> 支援★	<small>しみんきょうどうか</small> 市民協働課 <small>しょうがいがくしゅうか</small> 生涯学習課

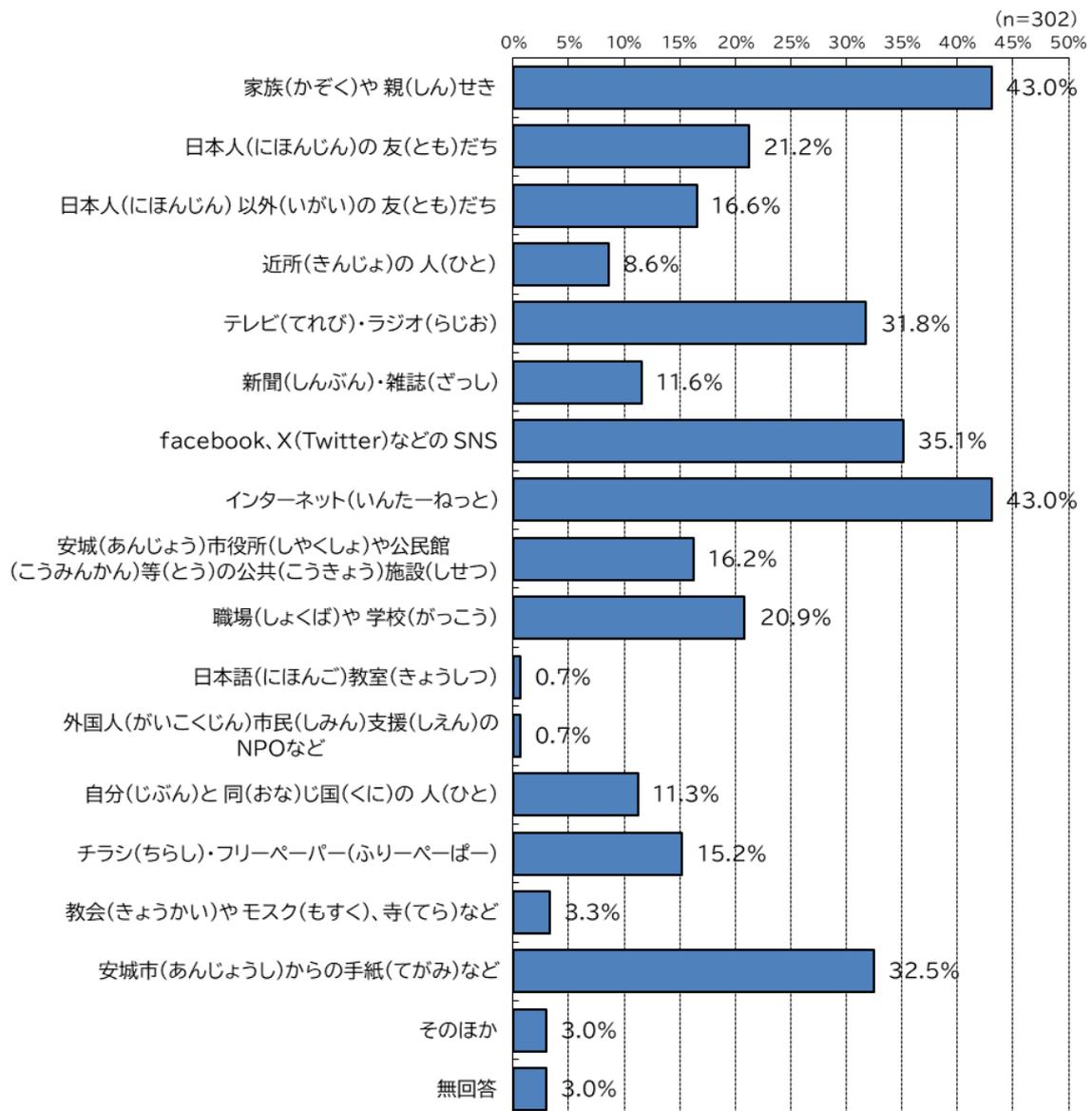
### 3 コミュニケーションの充実

#### 【現状と課題】

外国人市民の情報の入手方法は、「家族や親せき」と「インターネット」の回答が43.0%と最も多くなっています。次いで、「facebook、X(Twitter)などのSNS」(35.1%)、「安城市からの手紙など」(32.5%)の回答の割合も高いです。HPやSNSを活用した情報発信に取り組み、外国人市民が必要な情報を得られるような体制を構築する必要があります。

また、「やさしい日本語」やスマートフォンの翻訳アプリなどを普及させ、日本人市民と外国人市民とのコミュニケーションを促進することで、幅広い方法で外国人市民に情報が行き渡るような仕組みをつくることも必要です。

図表 情報の入手方法

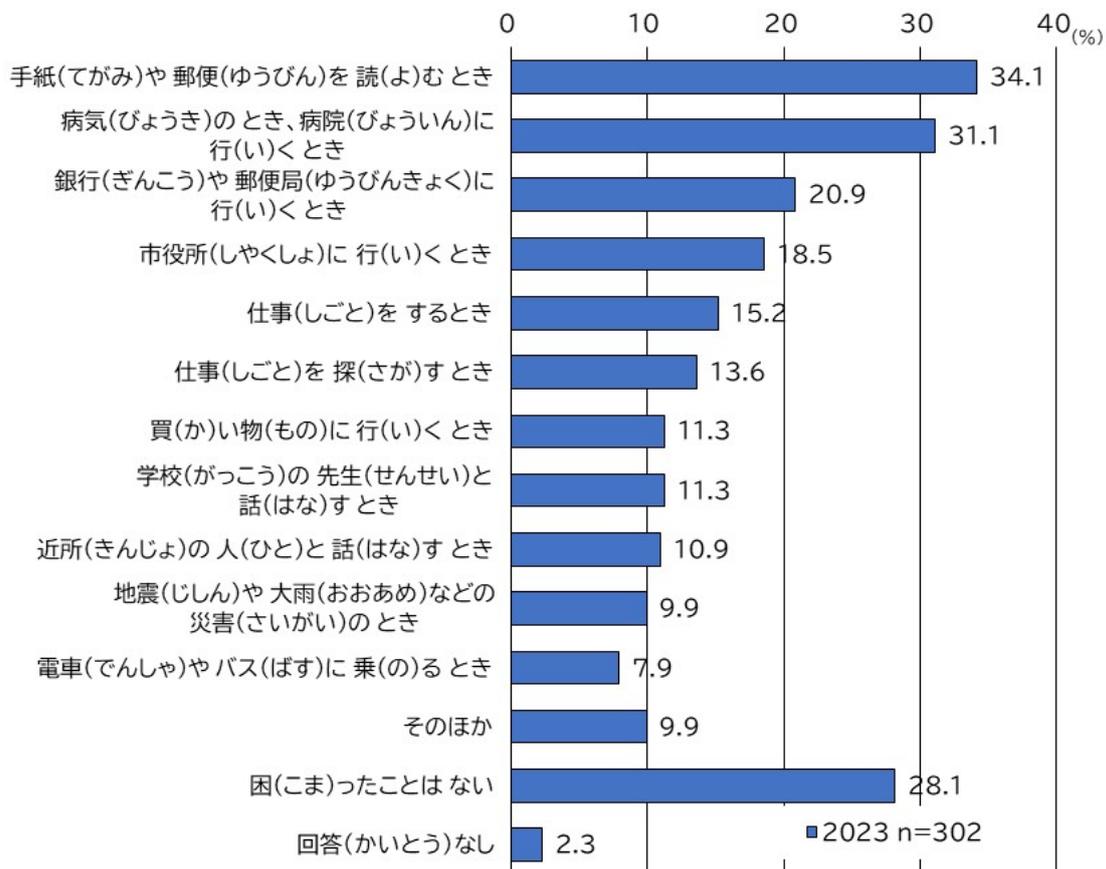


外国人市民が日本語で困ったことは、「手紙や郵便を読むとき」(34.1%)、「病気のとき、病院に行くとき」(31.1%)の順で高くなっており、「困ったことはない」と答えた人は28.1%となっています。

また、外国人市民アンケートでは6割弱の人が「日本語を勉強したい」と答えており、日本語の勉強方法としては、「ボランティアなどの日本語教室」(54.3%)、「アプリ等でのオンライン学習」・「YouTube等の動画で学ぶ」(43.4%)が多いです。

日本語でのコミュニケーションに困っている外国人市民が多くいる中、日本語教室の支援などとともに、オンラインなどでの学習の促進なども検討していく必要があります。

図表 日本語で困ったこと



日本人市民における「やさしい日本語」の認知度は、「良く知っている、使ったことがある」(9.7%)と、「聞いたことはあるが、内容は良く知らない」(19.5%)をあわせて29.2%にとどまります。日本人市民と外国人市民のコミュニケーションを促進するため、「やさしい日本語」の普及が必要です。

【目標（目指す姿）】

- 外国人市民が必要な情報を得ることができる
- 日本語を話せる外国人市民が増える
- 「やさしい日本語」を使う日本人市民が増える

【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2029年度)
外国人向け SNS「Anjo-info」の登録者数	Facebook：778人 Instagram：343人	Facebook：1,600人 Instagram：700人
日本語で困ったことがある外国人市民の割合	69.6%	65.0%
日本人市民における「やさしい日本語」の認知度	29.2%	40.0%

【施策】

3-1 情報発信体制の構築

外国人市民に行政情報や生活・イベント情報が届くよう、多言語化やSNSを活用するとともに、多文化共生推進団体、企業などと連携した効果的な情報発信に取り組めます。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(3-1-1) SNSなどを活用した情報発信◎【重点的な取組】	市民協働課
(3-1-2) 市役所からの文書の多言語化の促進○	市役所全体
(3-1-3) 市役所での手続き時などを利用した情報提供○	市役所全体
(3-1-4) 外国人雇用企業への情報提供★	市民協働課 商工課
(3-1-5) 多文化共生推進団体、外国人コミュニティと連携した情報の発信★	市民協働課

### 3-2 日本語教育の推進

日本語教育推進法に基づき、外国人市民の日本語学習環境の充実を図ります。

また、円滑な日常生活を送るため、文化庁の「日本語教育の参照枠」におけるA2レベルの日本語運用能力を身につけられる日本語教育推進体制を構築します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(3-2-1) おとなにほんごきょうしつ かいさい うんえいしえん じゅうてんてき とりくみ 大人日本語教室の開催・運営支援◎【重点的な取組】	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-2-2) こどもにほんごきょうしつ がくしゅうしえんきょうしつ かいさい うんえいしえん さいけい 子ども日本語教室・学習支援教室の開催・運営支援【再掲】◎	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-2-3) しゅうがくまえじどう たい げんごしゅうとく そくしん にほん がっこう まな きかい 就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会 の支援【再掲】◎	しみんきょうどうか 市民協働課 ほいくか 保育課 がっこうきょういっくか 学校教育課
(3-2-4) にほんごきょうしつ かん じょうほう ていきょう 日本語教室に関する情報の提供★	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-2-5) おんらいん がくしゅうつーる じょうほうていきょう オンライン学習ツールなどの情報提供★	しみんきょうどうか 市民協働課

### 3-3 国籍を超えたコミュニケーションの促進

「やさしい日本語」の活用などにより、市職員と外国人市民のみならず、日常生活や地域における外国人市民と日本人市民の国籍を超えた円滑なコミュニケーションを促進します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	主な担当課
(3-3-1) 「やさしい日本語」の周知★【重点的な取組】	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-3-2) 「やさしい日本語」に関する講座の開催★	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-3-3) みぢか こみゆにけーしょんつーる しゅうち さいけい 身近なコミュニケーションツールの周知【再掲】○	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-3-4) しやくしよ にほんご かつようそくしん さいけい 市役所における「やさしい日本語」の活用促進【再掲】○	しみんきょうどうか 市民協働課

## V プランの推進に向けて

### 1 プランの周知

本プランに掲げている取組を着実に実施し、多文化共生社会を推進していくためには、市職員はもとより、市民をはじめとした多様な主体が本プランを知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。

そのため、市公式ウェブサイトやSNSなどを活用して、本プランの趣旨や内容について周知を図るとともに、多文化共生の推進に関する講座やイベントといった、多様な主体と直接関わる機会をとおして、本プランの周知に努めます。

### 2 プランの推進体制

プランの推進にあたっては、安城市、市民、団体、企業が、連携・協働しながら、取組を実施していきます。

また、安城市においては、市民生活部市民協働課が多文化共生の推進役として、取組をけん引していきます。

主体	役割
<p>安城市</p>	<p>本プランに基づき、外国人市民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進します。</p> <p>また、国や県の施策を活用するとともに、関係機関との連携を図り、行政が一体となった多文化共生施策を推進します。</p>
<p>日本人市民</p>	<p>外国の文化や生活習慣などの違いがあることを認識し、地域社会で外国人市民を対等なパートナーとして受け入れることが求められます。</p>
<p>市民</p>	<p>日本で暮らすうえで必要なルールや制度を十分認識し、地域住民としての義務や責任を果たしながら、積極的に地域活動へ参加していくことが求められます。</p> <p>また、自らのアイデンティティは守りつつも、日本での生活に必要な日本語能力の習得などに努め、自立して生活していくことが求められます。</p>

しゅたい 主体	やくわり 役割
あんじょうしこくさい 安城市国際 こうりゅうきょうかい 交流協会	しまいと し こくかがくせいほけん しみんほけん こくさい 姉妹都市との交換学生派遣や市民派遣などをおした国際 こうりゅうかつどう とりく あんじょうし しみん ほか だんたい 交流活動に取り組むとともに、安城市、市民、他の団体など れんけい きょうどう たぶんかきょうせい すいしん と連携・協働して多文化共生を推進します。
だんたい 団体 たぶんかきょうせい 多文化共生 すいしんだんたい 推進団体	がいこくじんしみん もっと きより ちか ぞんざい がいこくじんしみん 外国人市民と最も距離の近い存在として、外国人市民に たい こま しえん かんけいきかん やく やくわり 対する細やかな支援や、関係機関へのつなぎ役としての役割 もと が求められます。 また、にほんじんしみん がいこくじんしみん こうりゅう ば にな また、日本人市民と外国人市民との交流の場づくりの担 て い手になることが求められます。
ちいきそしき 地域組織 ちやうないかい (町内会など)	ちいき こみゆ に てい ちゅうしんてきやくわり にな そしき 地域コミュニティの中心的役割を担っている組織とし がいこくじんしみん ちいき いちいん う い ささ て、外国人市民も地域の一員として受け入れ、支えていくと ちいきそしき にな て ま こ ともに、地域組織の担い手として巻き込んでいくことが求め られます。
きぎょう 企業	がいこくじんろうどうしゃ じんけん ぞんちやう ろうどうかんけいほうれい じゅんしゅ 外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守、 にほんご しゅうとく ちいきしゃかい てきおふ そくしん とりくみ もと 日本語の習得、地域社会への適応などを促進する取組が求 められます。 また、がいこくじんろうどうしゃ しょうらい ぞうか また、外国人労働者が将来にわたって増加していくこと よそう なか いじやう あんじやうし しみんおよ だんたい が予想される中、これまで以上に安城市、市民及び団体など きょうどう れんけい と協働・連携していくことが求められます。

### 3 プランの進捗管理

プランの進捗確認については、市民協働課が関係各課に対し、毎年進捗状況の調査を行い、プランに基づく施策の取組内容及び進捗状況（以下、「実績報告」という。）を取りまとめていきます。

また、第3次安城市多文化共生プラン策定審議会の委員を中心に構成する「多文化共生懇話会（以下、「懇話会」という。）」で、市民協働課で取りまとめた実績を報告し、委員からの意見などを聴取します。

しりょうへん  
【資料編】

1 国や県の動向

(1) 地域における多文化共生プラン（総務省）

地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため策定された「地域における多文化共生推進プラン」が2020年9月に改訂されました。

多文化共生施策を推進する今日的意義として、『多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築』、『外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献』、『地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保』、『受入環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現』が示されています。

(2) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

（法務省出入国在留管理庁）

「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策などが「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」にて示されています。

2022年6月に策定、2023年度に一部改訂されたロードマップでは、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、『安全・安心な社会』『多様性に富んだ活力ある社会』『個人の尊厳と人権を尊重した社会』が掲げられています。また、取り組むべき中長期的な課題（重点事項）として、『円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組』、『外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化』、『ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援』、『共生社会の基盤整備に向けた取組』が示されています。

(3) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（文部科学省文化庁）

日本語教育に関する施策を推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進などを目的とした「日本語教育推進法」が、2019年6月に成立しました。これを受けて、2020年6月に「日本語教育の

推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定されました。

日本語教育の推進の目的として、『共生社会の実現』、『諸外国との交流』、『友好関係の維持・発展に寄与』することが掲げられています。

また、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施することが示されています。

#### (4) 第4次あいち多文化共生推進プラン（愛知県）

愛知県の多文化共生推進プランの第4次プランが2022年9月に策定されました。基本目標を「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」とし、施策の柱として『コミュニケーション支援』、『生活支援』、『意識啓発と社会参画支援』、『地域活性化の推進やグローバル化への対応』が掲げられています。

また、重点的な取組の方向性として、『安全・安心な暮らしを支える体制の強化』、『持続可能な地域日本語教育推進体制づくり』、『外国人県民の活躍促進』、『多文化共生への理解促進』が示されています。

#### (5) 愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針（愛知県）

「日本語教育の推進に関する法律」の成立、国による基本方針の策定をうけ、県の地域日本語教育に関わるさまざまな主体の役割を整理し、概ね今後5年間の基本方針を定めた「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」が2022年6月に策定されました。

基本方針として『生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民に日本語を学習する機会を保障する』、『全ての県民が、互いの文化的背景や習慣の違いに理解を深め、日常生活において分かりやすい日本語を使って

コミュニケーションができることを目指して、啓発活動を行う』、『「あいち地域日本語教育推進センター」が中心となり、市町村、国際交流協会、日本語教育関係機関・団体、外国人を雇用する企業、NPOなどが連携、協力する「オール愛知」の推進体制を構築する』が示されています。

一人でも多くの外国人県民が、文化庁の「日本語教育の参照枠」におけるA2レベルの日本語運用能力を身につけられるような、日本語学習支援の体制構築を目指しています。

2 策定体制

(1) 安城市多文化共生プラン策定審議会

① 審議会委員

氏名	所属	選任区分
岩崎 友美		市民 (公募市民)
大屋 正人		市民 (公募市民)
ギョルル 友唯		市民 (公募市民)
小久保 互		市民 (公募市民)
本多 悦子		市民 (公募市民)
近藤 敦	名城大学 法学部 教授	学識経験者
高木 祐子	特定非営利活動法人 多文化共生 サポートAdagio 代表理事	学識経験者
土井 佳彦	特定非営利活動法人 多文化共生 リソースセンター東海 代表理事	学識経験者
石田 レオナルド		市長が必要と認めた者 (外国人市民)
江田 タケシ		市長が必要と認めた者 (外国人市民)
石川 愛子	株式会社 石川精工 取締役	市長が必要と認めた者 (企業関係者)
石川 治彦	東洋理工 株式会社 総合企画室 取締役 室長	市長が必要と認めた者 (企業関係者)
小倉 とみ子	安城市国際交流協会 多文化共生委員長	市長が必要と認めた者 (国際交流関係団体)
大峯 周二	土器田町内会 会長	市長が必要と認めた者 (地域組織関係者)
神谷 明文	社会福祉法人 安城市社会福祉協議会 会長	市長が必要と認めた者 (福祉団体)

② 審議会規則

安城市多文化共生プラン策定審議会規則

平成29年3月31日安城市規則第6号

安城市多文化共生プラン策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市多文化共生プラン策定審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 3 策定経過

#### (1) 審議会など策定経過

開催日	会議	内容
2023年9月20日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>安城市多文化共生プラン策定について</li> <li>安城市における現状と課題</li> <li>アンケート調査について</li> <li>ヒアリング調査について</li> </ul>
2024年2月20日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケート及びヒアリングの結果</li> <li>第2次安城市多文化共生プランの取組状況</li> <li>第3次安城市多文化共生プランの骨子案</li> </ul>
2024年8月9日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次安城市多文化共生プランの素案</li> </ul>
2024年10月11日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次安城市多文化共生プランの素案</li> </ul>
2024年11月29日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次安城市多文化共生プラン案</li> </ul>
2024年12月～ 2025年1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント</li> </ul>
2025年2月14日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次安城市多文化共生プラン</li> <li>パブリックコメント結果</li> </ul>

#### (2) アンケート実施概要

日本人市民アンケート	
調査対象	安城市に住む16歳以上の日本人市民
調査期間	2023年11月13日～12月15日
配布・回収数	配布数2,000件 回収数860件 (回収率43.0%)
回答種別	郵送403件 (46.9%) Web457件 (53.1%)

外国人市民アンケート	
調査対象	安城市に住む16歳以上の外国人市民
調査期間	2023年11月13日～12月15日
配布・回収数	配布数1,000件 回収数302件 (回収率30.2%)
回答種別	郵送166件 (55.0%) Web130件 (43.0%) SNS展開6件 (2.0%)

ひありんぐじっしがいよう  
(3) ヒアリング実施概要

ちょうさたいしょう 調査対象	しみんかつどうだんたい きょういくかんけいだんたい だんたい 市民活動団体、教育関係団体6団体
	ほいくえん えん 保育園2園
	ちいきそしき ちょうないかい 地域組織3町内会
	きぎょう じぎょうしゃ 企業2事業者
ちょうさきかん 調査期間	2023ねん11がつ～2024ねん1がつ 2023年11月～2024年1月
ちょうさほうほう 調査方法	たいめん ききと 対面による聞き取り

ほぶりっくこめんと じっしけっか  
(4) パブリックコメントの実施結果  
こんごきさい  
(今後記載)